1. 件名:高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について

2. 日時:令和2年2月25日 10時00分~10時30分

3. 場所:原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者:

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 笠原室長補佐

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子 炉解析専門官、比企主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社(以下「関西電力」という。) 東京支社 技術グループ マネジャー 他1名

5. 要旨

- (1)関西電力より、令和2年2月18日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器(以下「SG」という。)伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。
 - ▶ 渦流探傷試験(以下「ECT」という。)により有意な信号指示が確認された伝熱管2本のうち、B-SG1本に対する小型カメラによる目視確認が終了した。
 - ▶ 小型カメラによる調査では、高浜発電所4号機と同様に第3管支持板下面に摩耗減肉と思われる周方向の傷があることを確認した。
 - ▶ 令和元年9月18日に発生した高浜発電所4号機のSG伝熱管の損傷に関する原因調査において、摩耗減肉を発生させる原因となった異物がSGブローダウン(以下「SGBD」という。)系統から系外へ流出したと推定されたことから、定期検査開始2日後の令和2年1月8日に高浜発電所3号機SGBD海水放出管に仮設ストレーナを設置し、その後海水放出を行った。事象発生後、当該ストレーナを確認したところ、SG伝熱管を摩耗減肉させるような異物は確認されなかった。
 - ▶ 引き続き、ECTにより有意な信号指示が確認されたCISG伝熱管 1本についても小型カメラによる目視確認を行うとともに、異物探索 のため、SGBDタンク及び水位制御弁等の点検を実施する予定。
- (2)原子力規制庁より、以下の内容を含め、引き続き適切な時期に点検結果等 の報告を行うよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。
 - ▶ 高浜発電所3号機運転中における、SG内の2次系冷却水をSGBD 系統から系外へ放出した実績の有無について

6. 提出資料

資料1:B-蒸気発生器 2次側内部点検結果【速報】

資料2:3号SGブローダウン海水放出管仮設ストレーナ確認結果